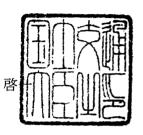


認定書

国住指第 4354 号平成 28 年 5 月 2 日

吉野石膏株式会社 代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法同法施行令第46条第4項表一の(八)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FRM-0534

2. 認定をした構造方法等の名称

厚 9.5mm 両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板/めっき鉄丸くぎ NZ50/外周部@75mm、中通り@150mm/大壁造の直張り仕様/木造軸組耐力壁における構造方法

3. 認定をした構造方法等の内容

2.3の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造の概要

- (1) 面材の概要
 - a) 面材の名称

両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板

b) 面材の構成及び組成

面材の断面図を図1に示す。また、その構成材及び組成を表1に示す。

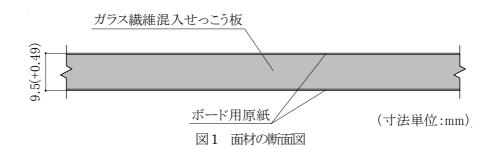


表1 構成材及び組成

表面材: 「厚さ(mm)	
表面材: ボード用原紙 有機質量(g/m²) 193 以下 有機質組成 紙パルプ 97.0 以 (質量%) 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系、アゾ系等) 3.0 以下	
ボード用原紙 有機質組成 紙パルプ 97.0 以 (質量%) 有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系、アゾ系等) 3.0 以下	
有機質組成 紙パルプ 97.0 以 (質量%) 有機質系添加剤(ポリアクリルアミド系、アゾ系等) 3.0 以下	
厚さ(mm) 8.80~9.69	
質量(kg/m²) 8.25~10.78	
有機質量(g/m²) 289以下	
二水石膏 89.6 以	Ŀ
接着補助剤(でんぷん系) 0.8以下	₹
分散剤 0.5以下	,
芯 材: (ポリカルボン酸系、メラミン系、ナフタレン系、リン酸系)	
ガラス繊維混入 一 撥水剤(シリコーン系) 0.4 以下	-
せっこう板 組成 有機質系発泡剤(アニオン系界面活性剤) 0.1以下	-
(質量%) 有機質系添加剤(アミノ系、有機酸系) 0.2 以下	,
有機質系防カビ剤 0.01~0).3以下
(含窒素複素環系、ハロゲン系、カルボン酸系)	
有機質系防蟻剤(ネオニコチノイド系等) 0.1 以下	₹
無機質系混和剤(鉱物系、シリカ系、無機酸、無機塩) 5.0 以下	₹
無機質系繊維(ガラス系) 1.2~3.	0
厚さ(mm) 0.15~0.35	
質量(g/m²) 100~230	
裏面材: 有機質量(g/m²) 193以下	
ボード用原紙 有機質組成 紙パルプ 97.0 以	<u> </u>
(質量%) 有機質系添加剤(ポリアクリルアミド系、アゾ系等) 3.0 以下	,

c) 寸法

	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)
寸法	9.5	910	1820、2420、2730、3030
		1000	1820、2420、2730、3030
許容差	-0, +0.49	+0, -3	+0, +3

d) 側面加工形状

図2に示すべベルエッジ又はスクェアエッジとする。

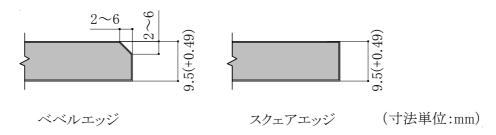


図2 側面加工形状断面図

e) 品質の基準

面材は、国土交通大臣の認定を取得した面材(認定番号: NM-4127)に対し、ボード用原紙の組成および面材の厚さの範囲を制約している。

性 能:

含水率	曲げ破場	衷荷重(N)	単位面積当たりの質量
(%)	長さ方向	幅方向	(kg/m²)
3以下	500以上	200以上	8.55~10.98

外 観:両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板の両面及び側面には、使用上有害な欠け、 割れ、汚れ、きずなどがあってはならない。

(2) 軸組材の仕様概要

部 位		寸 法 等
柱、土台、胴差、桁、梁断面		見付け 105mm×見込み 105mm 以上
継手間柱	断面寸法	見付け 45mm×見込み 105mm 以上
間柱 断面寸法		見付け 27mm×見込み 105mm 以上
胴つなぎ	断面寸法	見付け 60mm×見込み 45mm 以上
柱の間隔		910mm~2000mm
面材の継手となる継手間柱と	注の間隔	910mm~1000mm
間柱と柱又は間柱と継手間柱の	の間隔	455mm~ 500mm
<u>₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩</u>	1枚張り	2140mm以上2970mm以下
横架材間の内法寸法	縦継ぎ張り	2080mm以上3075mm以下

(3)接合具の仕様

a) 規格名称:くぎ

b) 規格番号: JIS A 5508:2009

- c) 種 類: めっき鉄丸くぎ
- d) 呼 び: NZ50
- e)表面処理:電気亜鉛めっき1級以上(JISH8610:1999)
- (4) その他の仕様 特になし。

2. 耐力壁の適用範囲

- (1) 当該面材を使用した耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第40条から第49条(ただし、第48条 第2項は除く)に準拠した木造軸組とする。
- (2) 当該耐力壁は、外周壁の屋外側下地材、室内側下地材及び内部壁の下地材に用いるものとする。当該耐力壁を外周壁の屋外側下地材として用いる場合は、防水紙その他適切な防水措置を講じるものとする。
- (3) 建築基準法施行令第46条第4項の表1に定める軸組又は昭和56年建設省告示第1100号に定める軸組を併用する場合は、倍率の数値5を限度としてそれぞれの倍率の数値を加算できるものとする。

3. 耐力壁の施工仕様の概要

- (1) 軸組材
- ①柱、土台、胴差、横架材の断面寸法は見付け 105mm×見込み 105mm 以上とする。
- ②間柱の断面寸法は見付け27mm×見込み105mm以上とする。
- ③面材の横方向の継手となる継手間柱の断面寸法は見付け 45mm×見込み 105mm 以上とする。
- ④面材の縦方向の継手となる胴つなぎの断面寸法は見付け 60mm×見込み 45mm 以上とする。
- ⑤柱の間隔は910mm 以上2000mm 以下とする。
- ⑥面材の継手となる継手間柱と柱の間隔は910mm 以上1000mm 以下とする。
- ⑦間柱と柱又は間柱と継手間柱の間隔は455mm 以上500mm 以下とする。
- ⑧横架材間の内法寸法について、縦継ぎ張りの場合は2080mm以上3075mm以下、1枚張りの場合は2140mm以上2970mm以下とする。
- ⑨柱への面材の掛かり代は50mm以上、土台、横架材および胴つなぎへの面材の掛かり代は、30mm以上、継手間柱への面材の掛かり代は20mm以上とする。

(2) 面材の割付

面材は軸組に直張りとし、張り方は横架材間に胴つなぎを設けて 2 枚の板で総継ぎ張りとするか、または 1 枚の板で総張りとする。ただし、2 枚の板で総継ぎ張りとする場合、下側の面材の長さは 1820mm とし、上側の面材の最小長さは 320mm とする。

(3) 面材の留め付け

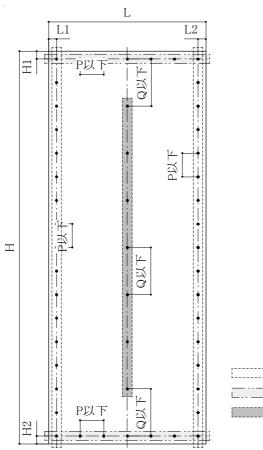
- ①面材は、めっき鉄丸くぎ NZ50 を用いて、面材の外周部ではくぎ相互の間隔を 75mm 以下で柱、横架 材、継手間柱、胴つなぎに、面材の中通りの部分ではくぎ相互の間隔を 150mm 以下で間柱に留め付ける。
- ②くぎが有効に作用するように、面材の端部とくぎとの間隔(へりあき距離)は、土台、横架材及び胴つなぎでは15mm(許容差:±3mm)、柱及び継手間柱では12mm(許容差:±2mm)とする。

③面材の外周部及び中通りの部分におけるくぎ本数について、面材の長手方向及び短手方向の辺長(H、L)からへりあき距離(H1+H2、L1+L2)を減じた長さ(H-(H1+H2)、L-(L1+L2))を算出し、その長さを各部のくぎ間隔(P、Q)で除する。

外周部のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて1を加えた値とし、中通りの部分のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて1を減じた値とする。

なお、図 4 に示す通り、面材四隅のくぎは長手・短手両方向のくぎ本数として数えることとするが、 中通りの部分と外周部のくぎを結ぶ直線上のくぎは、中通りの部分のくぎ本数として数えないものと する。

ここで、L は 910mm \sim 1000mm のいずれかの値、H は耐力壁の施工仕様に応じた下側もしくは上側の面材の長さの値、H1 及び H2 は 15mm、L1 及び L2 は 12mm、P は 75mm、Q は 150mm とする。



:外周部長手方向のくぎ :外周部短手方向のくぎ

[______:中通り部のくぎ

図4 各部のくぎ本数

- (4) その他の施工仕様 特になし。
- (5) 施工図 施工図を図5~図8に示す。

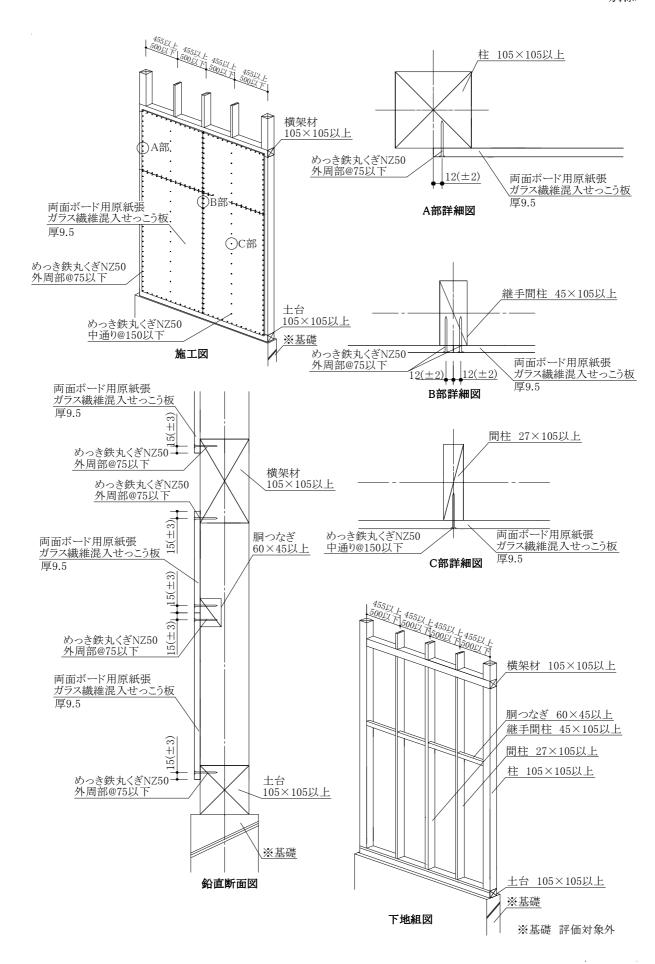


図5 施工詳細図: 縦継ぎ張りの場合 (寸法単位: mm)

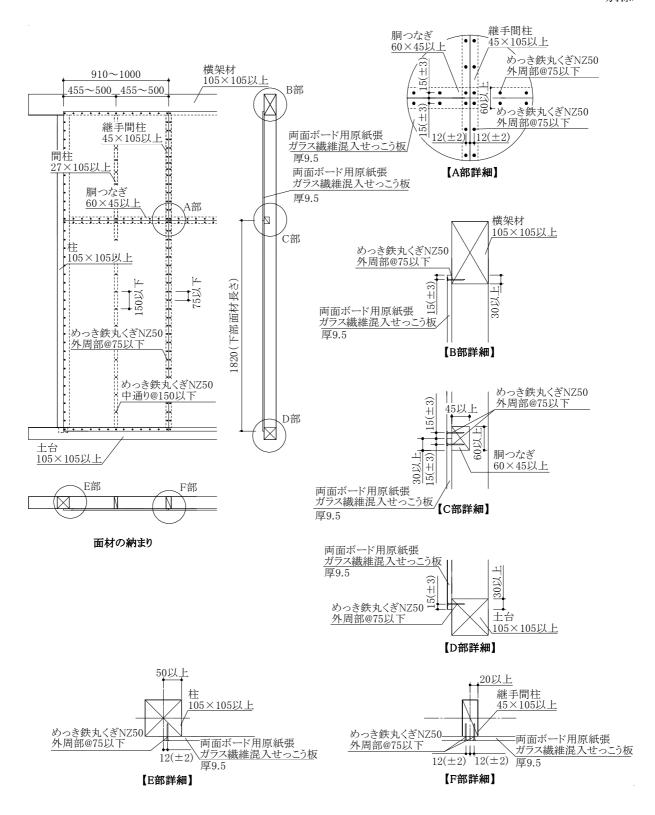


図 6 施工図:縦継ぎ張りの場合 (寸法単位:mm)

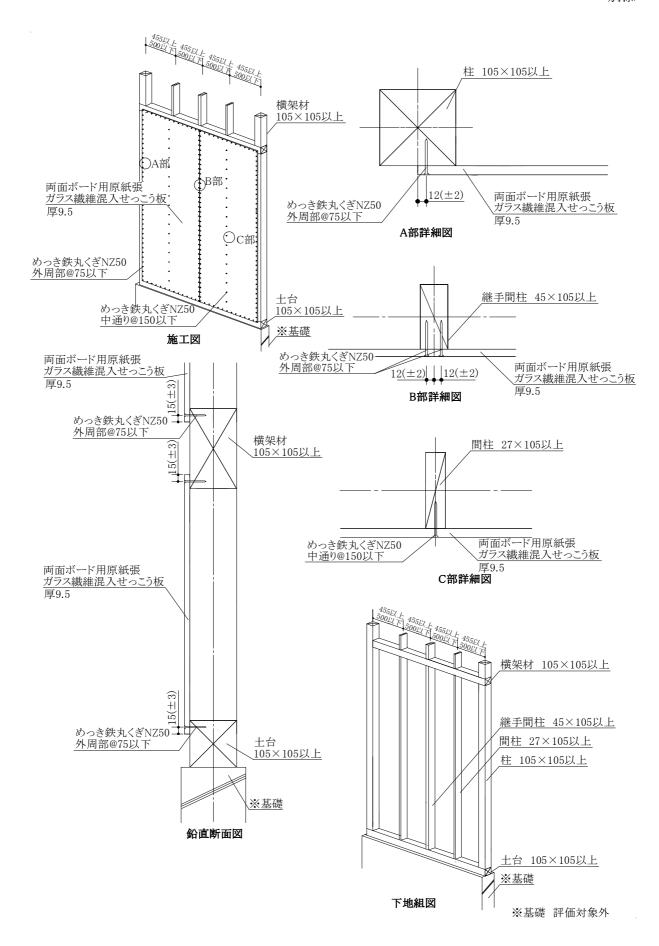


図7 施工詳細図:1枚張りの場合 (寸法単位:mm)

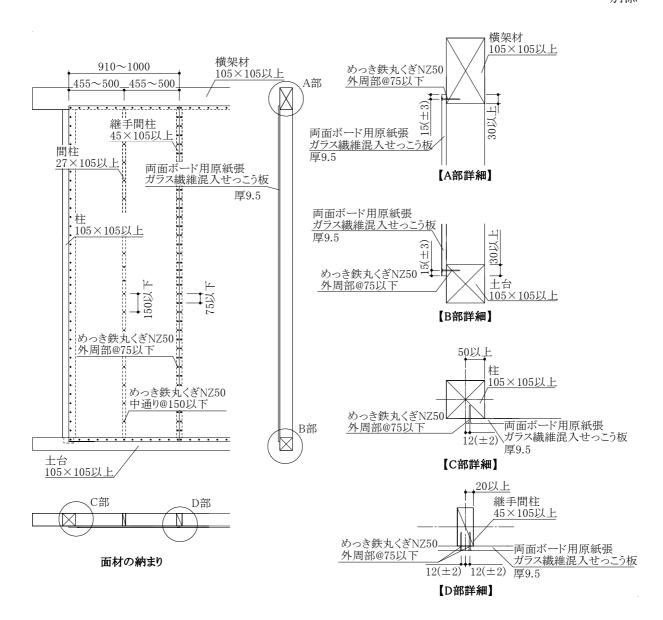


図8 施工図:1枚張りの場合 (寸法単位:mm)